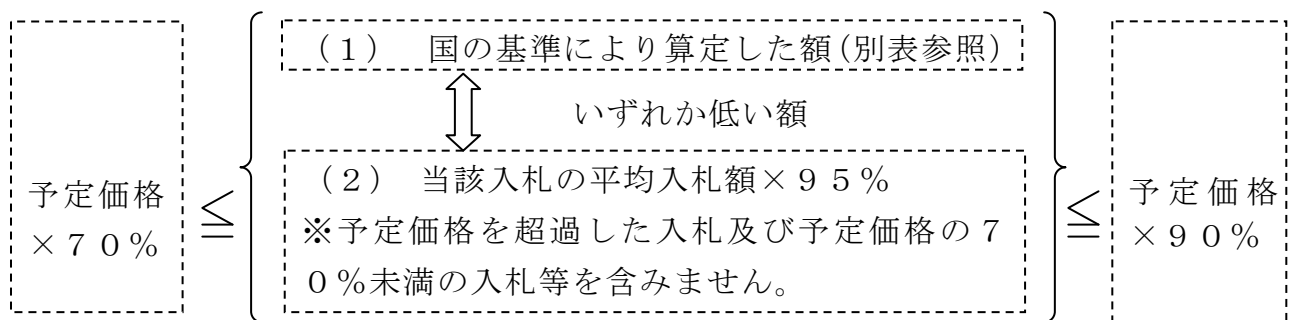


最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の 算定基準の見直しについて

著しい低価格による入札の防止策として、工事請負等の競争入札において導入している最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきまして、このたび、本市が準じている国の基準が改正されたことに伴い、以下のようにその算定基準を見直します。

1 算定基準

以下の（１）と（２）のいずれか低い額を最低制限価格（低入札価格調査基準価格）とします。ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。



【別表】

（１）の「国の基準により算定した額」は、次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計したものです。

区分	①	②	③	④
工事請負、公園、道路等の維持管理	直接工事費 × 95%	共通仮設費 × 90%	現場管理費 × 90% <旧 80%>	一般管理費等 × 55%
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 45% <旧 40%>	—
建設設計・監理 建築設備設計・監理	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 60%	諸経費 × 60%
建設コンサルタント 補償コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 45% <旧 30%>
地質調査	直接調査費	間接調査費 × 90%	解析等調査業務費 × 80% <旧 75%>	諸経費 × 45% <旧 40%>

2 実施時期

平成28年5月公告・指名分から実施